

<b>第5回太宰府市自治基本条例審議会 会議要旨</b>	
日 時	平成 25 年 11 月 26 日（火曜日） 19 時～21 時 00 分
会 場	太宰府市役所 5 階全員協議会室
公開・非公開	公開（傍聴 9 人）
出 席 者	嶋田暁文 出水 薫 有吉耕造 上田節子 高瀬昭登 田中立夫 福廣和美 藤本史子 水本正人 森田正嗣 山村賢三 渡邊美穂（敬称略）
プログラム	1、開会 2、会長挨拶 3、報告 4、議事 議題 1 まちづくり市民会議における太宰府市自治基本条例（仮称）に盛り込むべき素材について 5、閉会
協 議	<p>◆報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・効率的に議論を進めるために、前回の続きから議論を行い、まずは最後まで進めたい。そして最後に条文案全体を振り返る</li> </ul> <p>質疑応答</p> <p>（市民の役割と責務）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「市が提供するサービスを受ける」という市民の権利と、「サービスに伴う負担を負う」という市民の役割・責務は対応しており、文言を精査し検討する。（他市事例提示）</li> <li>・若者や学生など、太宰府市において多く関わることが考えられる階層が有する役割・責務について検討する。（他市事例提示）</li> </ul> <p>（議会の役割と責務）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会及び議員を規定しすぎている内容はあるが、市として実行するかどうかの最終判断は議会にある。なお、判断した理由を説明することが大事である。</li> <li>・基本的にB案でまとめ、解説書に経緯や意見等を記述する。</li> <li>・議会基本条例と見比べながら、検討する。</li> <li>・「市民主権」という言葉を使う場合は定義が必要である。</li> <li>・議会が果たす説明責任として「賛否の理由を明らかにする」を記述する。</li> </ul> <p>（議員の役割と責務）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会としての制度・仕組みの問題と、議員個人の責務を区別して議論する必要がある。意見の中身を整理し検討する。（他市事例提示）</li> </ul> <p>（その他）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ここでの議論は公開されており、インターネットで議事録も公開されることから、この取り組み自体が太宰府市の市政を変えていくきっかけになる。</li> <li>・議員に対する市民の意思表示的なものを「市民の責務」に盛り込む。</li> </ul>
予 定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第6回審議会： 平成 25 年 12 月 18 日（水）19 時～</li> <li>・場所は市役所 4 階大会議室。</li> </ul>